



社会保険労務士 朝比奈事務所NEWS

ご連絡先：〒102-0074
東京都千代田区九段南 3-5-11 スクエア九段ビルディング 5F
電話：03-5212-2192 FAX：03-5212-2299
e-mail:officeasahina@sr-asahina.jp
URL:<http://www.sr-asahina.jp>



早いもので今年も12月になりました。

日に日に寒さも増し、体調管理にくれぐれも注意しなければならない季節になりました。

コロナ禍において、新規感染者数が夏の感染拡大期に比べれば大幅に減少しているものの、まだまだ用心しながら生活していることと思います。

今後、コロナ再拡大にならないように一人一人が更なる用心を重ね、よい年をお迎えください。

今年もいろいろとお世話になりました。来年もよろしくお申し込み申し上げます。(朝比奈)

副業を認めますか？

◆副業等を認める方向にはあるようですが…

アデコ株式会社が実施した「副業・複業に関するアンケート調査」によると、
・「副業・複業」を認める企業は約4割以上(2018年より15ポイントアップ)。一方、半数以上は未だに「副業・複業」を認めず。
・現在、「副業・複業」禁止の企業で、将来的に認めることを検討しているのは2割以下。
・副業・複業を行っている人の雇用について「受け入れている」企業は3割以下、「受け入れる予定がない」は半数以上。

という結果が出たそうです。
なお、この調査では副業を「本業の合間に行うサブ的な仕事」、複業を「複数の仕事をすべて本業として行うこと(兼業)」と定義しているようですが、ここでは副業等とまとめて記します。
この調査は上場企業に勤務する部長職・課長職の方を対象としたもので、その他の属性の方についても同じ傾向ではないと思われそうですが、だんだんと副業等を認める方向に向かっているようです。

◆それでも副業を認めますか

副業等に関しては、労働時間の把握(労働時間の自己申告制、通算ルール、厚生労働省の管理モデルによる管理など)、割増賃金支払い義務、健康管理など、気を付けなければならない点が多くあります。また、自社の社員が副業先で休業が必要な労災となってしまった場合、当然ながら自社の業務にも影響が出ます。こうしたことから、上記の調査にもあるように、上場企業でさえも副業等の受け入れには消極的な企業があるのでしょうか。
副業等にもまつわる課題を理解してなお、許可を検討する場合には、本業たる自社の業務に専念する義務があること、労働時間の報告義務なども含めて社員と誓約書を交わすこと、関連する就業規則などを整備することは必須でしょう。

副業等について、それが請負契約によるものは許可するという制度にすれば、多少はこうした課題も少なくなります。自社の魅力度アップのための効果は弱まるでしょうから、現状ではなかなか導入がむずかしい制度といえるかもしれません。副業等を認める制度を取り入れるとしても、慎重な検討が必要でしょう。
【アデコ「副業・複業に関するアンケート調査」】
<https://www.adecogroup.jp/pressroom/2021/1028>
【厚生労働省「副業・兼業」】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

公的機関を装った不審電話にご注意を！

◆厚生労働省を名乗る不審電話

厚生労働省を名乗る者から民間事業主に對し、「パワハラなどハラスメント防止の推進企業の認定制度がある。来社して説明させてほしい」と電話が入る事案が発生し、厚生労働省が注意喚起を行っています。現在、ハラスメント防止に関する厚生労働省の認定制度はありませんし、厚生労働省や都道府県労働局の職員がこのような電話をすることもありません。

公的機関を名乗られると、「きちんと対応しなければ」と応じてしまう方もいるでしょう。しかし、相手が不審者であ

った場合には、個人情報を流出させてしまったり、悪質な営業活動や詐欺に巻き込まれてしまったりするような事態にもなりかねません。

◆どのような不審電話・メールがある？

ほかにも、厚生労働省の職員を名乗る者から、次のような内容での不審電話・メールがあったとの報告がされています。
・「雇用動向調査に協力しなければ、罰金を支払ってもらう」
・「調査のため家族構成、年収、資産、年金額等を教えてほしい」
・「戦争で亡くなった方の年金で払いすぎた分がある。直接訪問するのでその際に返してほしい」
・「医療費控除の還付金がある。振り込むので、銀行/郵便局のATMに行つて電話をしてほしい」
・(年金機構を装うメールで)「個人電子年金情報の更新」等の件名で、任意のホームページに誘導し、個人情報を入力させようとする
たとえ公的機関を名乗られても、相手の言うままに応じるのではなく、まずは相手の名前や担当部門などを問い、少しでも不審に感じた場合には一度電話を切りましょう。正式な連絡であるか、関係機関に照会することで被害を防ぐことができます。
【厚生労働省「厚生労働省職員や機関を装った不審な電話・メールにご注意ください。」】
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/0713-1.html>

企業が知っておきたい「Z世代」の特徴

◆Z世代とは？

Z世代とは、厳密な定義はありませんが、主に1990年代後半から2000年代前半(2021年現在の年齢は10代~20代前半)に生まれた世代のことを指します。なお、主に1960~70年代に生まれた人をX世代、1980~90年代に生まれた人をY世代(ミレニアル世代ともいう)と呼び、「Y」の次世代という点からZ世代という名称が付けられました。

◆Z世代の特徴

Z世代は、子どもの頃からインターネットや各種デバイスが身近にあり、当たり前のようにそれらを活用しているデジタルネイティブであることが最大の特徴です。そのため、ネットリテラシーが高く、AR(拡張現実)やVR(仮想現実)、動画配信、AIなどの最新のテクノロジーに関心を持っていることも特徴です。

また、この世代の学生時代には、スマートフォンが普及し、SNSも一般的になりました。SNSをコミュニケーションツールとして使いこなし、情報収集や情報発信をすることからSNSネイティブ世代とも呼ばれています。
さらに、Z世代の多くの人は、SNSを通じて性別、年齢、国籍に関わらず様々な人と交流し、意見交換を行っています。そこで様々な価値観に触れお互いの個性を尊重するため、多様性(ダイバーシティ)や個性を重視する傾向にあるようです。

◆Z世代が中心の社会に向けて

Z世代という言葉が、今年の「現代用語の基礎知識選 ユーキャン新語・流行語大賞」の30語にノミネートされました。

Z世代は、現在現役で働いているX世代、Y世代とは異なった価値観を持った世代であるため、彼らが今後社会に進出、活躍し消費を支える年齢層になったときの働き方や企業活動、マーケティング等への影響が注目されています。企業は、彼らの特徴を理解し受け入れる体制を準備することが必要です。

仕事ついでに旅行も楽しむ！出張の新たなスタイル「ブレジャー」

◆出張先で楽しむ「ブレジャー」

「ブレジャー(Bleisure)」という言葉をご存じですか？これは「仕事(Business)」と「余暇(Leisure)」を組み合わせた造語で、観光先は「業務目的の旅行の前後に余暇目的の旅行を組み合わせること」と定義されています。たとえば地方へ出張に合わせて有給休暇を取得し、出張先で旅行や観光を楽しむ

……まだ日本では浸透しているとはいえ働き方・休み方ですが、昨今認知度が高まっている「ワーケーション(Workation=Work+Vacation。こちらは旅行先で仕事をするやりかた)」とともにワーク・ライフ・バランス実現のための働き方として注目されており、観光庁も「新たな旅のスタイル」として国内での普及に向けて検討を重ねています。

◆ブレジャーのメリット・デメリット

日本では「出張から帰るまでが仕事」「有給休暇を取得しづらい」という意識もあって、出張に休暇を組み合わせたことがないという人は8割に上るといふ調査結果もありますが(エクスペディア・ジャパン、2019年)、ブレジャーを推奨することで、企業には、リフレッシュによる従業員の生産性向上や、エンゲージメントの向上、これらによる人材定着といったメリットがあるといわれています。また、ブレジャーへの取組みを好評することで、企業のブランド力の向上も期待できます。

一方で、ブレジャー中に事故が生じた場合などには、業務とプライベートの境目が曖昧であるために責任問題が複雑になる可能性があります。

◆ブレジャー検討のススメ

今後、コロナが収束の方向に向かい移動の制限がなくなれば、出張もまた増えてくるものと考えられます。有給休暇の取得促進にもつながるブレジャー、積極的な推進を検討してみたいはいかがでしょうか。

社会人の学び直しに関するプログラム・施策等

◆社会人の7割以上が学び直しを必要と感じている

アデコ株式会社が実施した社会人の「学び直し」に関する調査(※)によると、7割以上のビジネスパーソンが「今後働いていくうえで『学び直し』が必要である」と回答したものの、現在「学び直し」に取り組んでいるのは約4割にとどまっていることがわかりました。
※アデコ株式会社「ビジネスパーソンと

フリーランサーを対象にした「学び直し」に関する調査(実施期間2021年9月7日~10日)
https://www.adecogroup.jp/pressroom/2021/1101_02

◆学び直しに関するプログラム・施策等

国は、社会人の資格取得やスキルアップ・学び直しを支援するためのプログラム・施策を設けていますので、そのいくつかをご紹介します。

- ① ポータルサイト「マナパス」
(<https://manapass.jp/>)
社会人の学び直しに役立つ講座や支援制度に関する情報を総合的に発信。
- ② 公共職業訓練
離職者だけでなく、在職者向けの職業訓練コースも実施。
- ③ 教育訓練給付制度
労働者自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する制度。
- ④ 放送大学
テレビ等を通して、誰でも学ぶことができる。人文・自然・社会のすべての分野が網羅的に含まれており、学部・大学院を合わせて約340科目開設。
- ⑤ 職業実践力育成プログラム
大学等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定する制度。これにより、社会人の学び直し選択肢を可視化し、社会人の学び直しを推進。「女性活躍」、「非正規労働者のキャリアアップ」、「中小企業活性化」など、様々な職業分野を対象としたプログラムを認定。

以上